

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

国の防災基本計画には、平成17年に男女双方の視点への配慮が初めて明記され、さらに平成20年には男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が盛り込まれた。

この流れを受け、地方自治体が作成する地域防災計画にも男女の視点の違いや男女共同参画の観点に配慮した内容が取り入れられつつあるが、具体的な施策にまで十分に反映されているとは必ずしも言えないのが現状である。

このような中、内閣総理大臣の諮問機関である中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」は、本年9月28日に取りまとめた報告において、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることに配慮するものとしたところである。

一方、都道府県及び市町村に置かれる地方防災会議においては、委員となる職が災害対策基本法で指定されていることから、女性委員が就任しにくい状況が続いている。

よって、国におかれては、防災会議に女性の視点をより一層反映させるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 中央防災会議に積極的に女性委員を登用すること。
- 2 都道府県知事や市町村長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることができるよう災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
防災担当大臣
男女共同参画担当大臣